

---

## 5.2 工業所有権

---

### (1) 工業所有権とは

#### ■工業所有権と産業財産権

「工業所有権」という言葉は、「Industrial Property」の訳語ですが、「知的財産」という言葉と同様、「所有」より「財産」の方が妥当だとの意見があります。「Industrial」も、より広範な産業を意味する言葉です。たとえば、植物品種は農業に関わる知的財産権です。鉱業における掘削技術、建築・土木における工法も特許権の対象です。運送業や販売業などのサービスマークは知的財産権のひとつ、商標権で保護されています。

したがって、「工業」より「産業」の方が妥当だとの意見があります。しかし、現在のところ、日本では「工業所有権」という言葉が一般に使われています。韓国では、既に「産業財産権」という言葉に移行しています。

#### ■工業所有権の種類

狭義の工業所有権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つがあります。その他、市場の公正秩序を維持するための不正競争防止法で規定される営業秘密や、会社の名称等の表示等について商法で規定される商号、植物品種に関する審査基準、種苗法等に規定される権利も、広い意味での工業所有権に含めることがあります。特に、条約や貿易に関する法律では、広い意味での工業所有権を指すことが多くあります。

工業所有権のうち「自然法則を利用した技術的思想の創作」に認められる創作的な権利が、特許権または実用新案権です。意匠権は商品のデザインという創作物に対して認められる権利です。一方、商号や商標権は、自己を表示したり、提供する商品やサービスを識別する標識を使用するための権利です。

## (4)意匠権

### ■意匠権とは

意匠権とは、「工業上利用できるもので、物品について創作した新しい意匠に対する独占権」です。特許権や実用新案権における「技術的創作」ではなく、「審美的創作」に対して与えられる権利です。美術品などに対する「著作権」や不正競争防止法の「商品形態の保護」に類似していますが、①特許庁に登録が必要であること、②同一・類似意匠の併存を許さない独占的排他権である点が異なります。

### ■意匠とは

意匠法における「意匠」とは、次のように定義されています。

- ⑦ 物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの
- ⑧ 権利は、工業上利用できるもので、かつ登録されたものに認められる

「意匠」より「デザイン」という用語の方がイメージしやすいかもしれませんが。ここでいう「美感」とは、絵画、彫刻等で想定する芸術的な美感ではありません。むしろ機能的美しさとか、趣味感程度の美感と考える方が分かりやすいでしょう。たとえば、ハサミや包丁、ねじや釘等の形状等にも「意匠」が認められます。

「工業上利用できるもの」という点に着目すると、芸術的鑑賞の対象となる絵画や彫刻、美術工芸品は、意匠権の適用外です。「美術の著作物」として著作権法で保護されます。

「美術工芸品」と「意匠」の間に属するものが、美術を実用品に応用した、いわゆる「応用美術品」です。応用美術品には「美術工芸品」に属するものとそうでないものが混在しています。たとえば、博多人形は、「意匠法」の範囲で保護するのか、「美術工芸品」すなわち「美術著作物」として著作権で保護するのかが、裁判で争われたことがあります（昭和48年2月7日長崎地裁佐世保支部）。「美術工芸品」であれば、写真使用の際、著作権者の許諾を得る必要があります。「美術工芸品」でなければ、自由に撮影して写真として使って